

改正高年齢者雇用安定法について

70歳までの就業機会を確保する制度の導入が今年4月から事業主の努力義務となりました!

少子高齢化が急速に進行する我が国において、経済社会の活力を維持するためには、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図っていくことが重要です。このため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下、「高年齢者雇用安定法」という。)が改正され、70歳までの就業機会を確保する措置を講ずることが事業主の努力義務となりました(令和3年4月1日施行)。

1 改正の背景

我が国は、少子高齢化が急速に進行しており、平成27年から令和22年までの25年間に於いては、15歳～59歳の者が約1,693万人減少するのに対し、60歳以上の高年齢者が約477万人増加し、2人あたり1人が60歳以上の高年齢者になると見込まれています。

一方で、高年齢者の身体機能に

ついては、2018年においては男女とも65歳以上のいずれの年齢階級においても、20年前の5歳下の年齢階級の水準を超える水準となっていないほか、歩行速度の向上も見られ、高年齢者の若返りが確認されています(※1)。こうしたこともあり、2016年においては、男性の健康寿命が72.14歳、女性が74.79歳に上り、いずれも健康寿命の延伸が見られます(※2)。

また、収入を伴う就業希望年齢

※図1～3：令和2年版厚生労働白書より

●高齢期の身体機能が若返る中、「高齢者像」が大きく変化

図1 新体力テストの合計点の推移

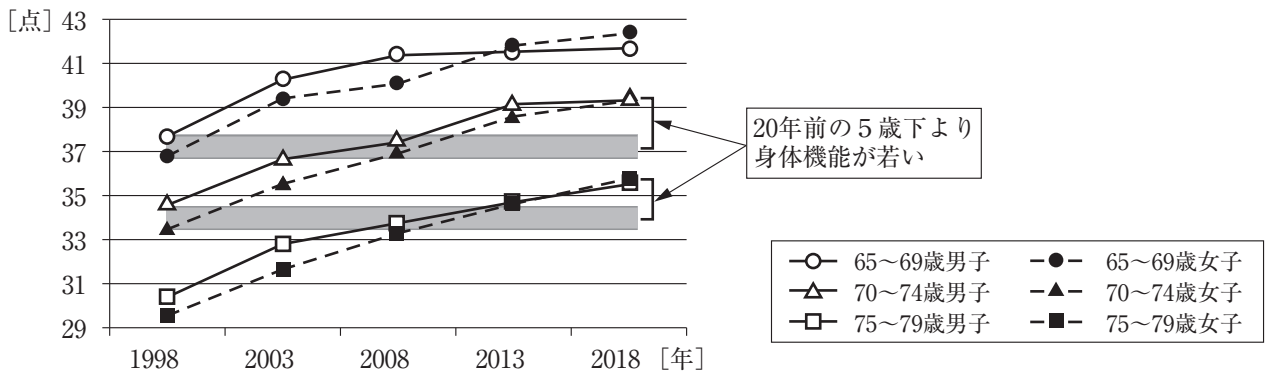
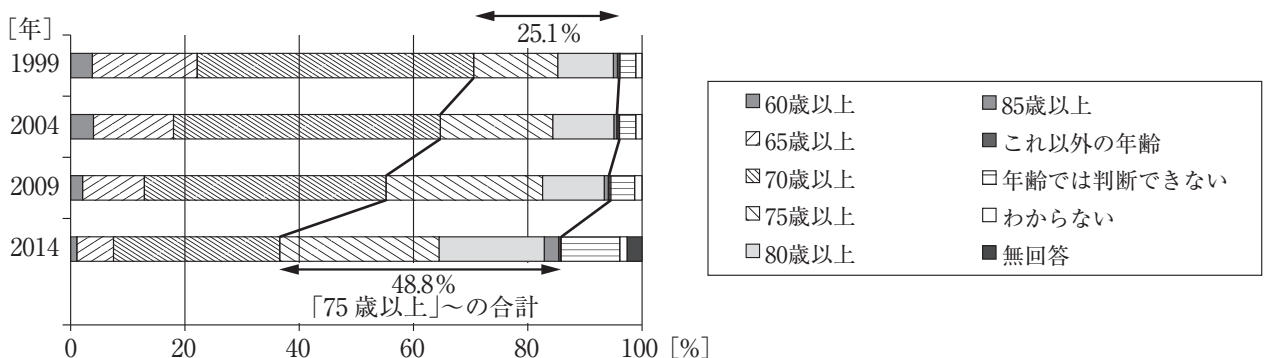
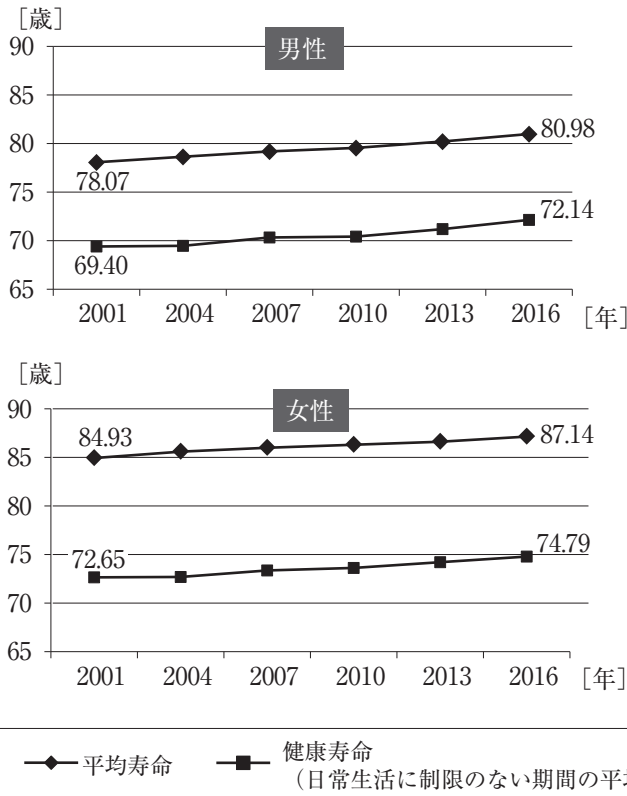


図2 「高齢者とは何歳以上か」との質問への回答



●健康寿命が延伸してきており、男女ともに2040年までにさらに3年延伸が目標

図3 平均寿命と健康寿命の推移



として、全体では約2割が「働けるうちはいつまでも」と回答しており、約4割が65歳を超えて就業することを希望しています(※3)。

少子高齢化が急速に進行し、人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するためにも、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境整備を図っていくこ

とが重要であり、高齢者の活躍の場を整備するため、高齢者雇用安定法が改正されました。

※1 文部科学省「平成30年度体力・運動能力調査」

※2 厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保険社会統計室「簡易生命表」、「人口動態統計」、厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室「国民生活基礎調査」、総務省統計局「人

具体的には、

- ① 65歳までの定年年齢の引上げ
- ② 65歳までの継続雇用制度の導入(自社又は特殊関係事業主(いわゆるグループ会社)に限る。)
- ③ 定年制の廃止

のうち、いずれかの措置を講じることとされています。

なお、令和2年6月1日現在の高齢者雇用状況の集計結果によると、31人以上の規模の企業のうち99.9%の企業において高齢者雇用確保措置が実施されていま

2 高齢者雇用確保措置と高齢者就業確保措置

高齢者雇用安定法において、改正法が施行される前から、事業主は定年を定める場合は60歳を下回ることができないとされており、その上で、65歳までの高齢者の雇用機会を確保するための措置(以下、「雇用確保措置」という。)を講じなければならないとされています。

口推計」より算出

※3 内閣府「令和元年度 高齢者の経済生活に関する調査」



す。

一方で、65歳から70歳までの就業機会を確保するための措置(以下、「就業確保措置」という。)においては、

- ① 70歳までの定年の引上げ
- ② 70歳までの継続雇用制度の導入(自社又は特殊関係事業主以外の他社を含む。)
- ③ 定年制の廃止
- ④ 継続的に業務委託契約等を締結する制度の導入
- ⑤ 社会貢献事業に継続的に従事できる制度の導入

といった雇用によらない措置(以下、「創業支援等措置」という。)が新設されました。

このように、65歳までの雇用確保措置についてはこれまでと同様に事業主の義務として取り組んでいたが、さらに70歳までの就業確保措置を事業主に求める内容となっています。

3 70歳までの就業確保措置を講じるに当たっての留意点等

70歳までの就業確保措置を講じる

際の具体的な手続や留意点等については、高齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針等（※4、※5）に記載されていますが、ここではその概要や考え方について、いくつかご紹介します。

※4 高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第180号）

※5 高齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針（令和2年厚生労働省告示第351号）

(1) 対象者基準について

70歳までの就業確保措置については、努力義務ですので、措置の対象となる高齢者について、基準を設けて限定することが可能となっています。ただし、基準の策定に当たっては、次の事項に留意する必要があります。

・ 対象者基準の内容は、原則と

して労使に委ねられるものが、事業主と過半数労働組合等との間で十分に協議した上で、過半数労働組合等の同意を得ることが望ましいこと。

・ 労使間での十分な協議の上で設けられた基準であっても、事業主が恣意的に高齢者を排除しようとするなど、法の趣旨や、他の労働関係法令・公序良俗に反するものは認められないこと。

(2) 労使間での協議

70歳までの就業確保措置として設けることができる五つの措置のうち、いずれの措置を講ずるかについては、労使間で十分に協議を行い、高齢者のニーズに応じた措置を講じていただくことが望ましいとされています。

なお、五つの措置のうちいずれか一つの措置により70歳までの就業機会を確保するほか、複数の措置により70歳までの就業機会を確保することも可能となっています。この場合、実際にどの措置を適用するかは、個々の高齢者の希望を聴取し、これを十分に尊重

して決定する必要があります。

(3) 安全衛生について

高齢者が従前と異なる業務等に従事する場合には、新しく従事する業務等に関して研修、教育、訓練等を行うことが望ましいです。特に雇用による措置を講じる場合には、安全又は衛生のための教育は必ず行わなければなりません。

また、高齢者が安全に働ける環境づくりのため、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を参考に、職場環境の改善や健康や体力の状況把握とそれに応じた対応など、就業上の災害防止対策に積極的に取り組むことが望ましいです。

4 創業支援等措置について

創業支援等措置とは、前述のとおり、70歳までの就業確保措置①～⑤のうち、④、⑤の雇用による措置のことをいい、具体的には、

④ 70歳まで継続的に業務委託契

約等を締結する制度の導入

⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入（有償の（業務に従事することにより、高齢者に金銭が支払われる）ものに限る。）

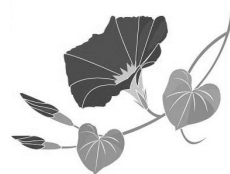
a 事業主が自ら実施する社会貢献事業

b 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

創業支援等措置を講じる場合は、雇用による措置と異なり、労働関係法令が適用されません。このため、次の(1)～(3)の手続を行う必要があります。

なお、創業支援等措置において労働者が認められる働き方である場合は、創業支援等措置ではなく、雇用による措置として実施する必要があります。

また、これらの手続に当たって



の留意事項については、前述の指針に定められています。

(1) 創業支援等措置の実施に関する計画の作成

創業支援等措置の導入にあたっては、業務の内容や高齢者に支払う金銭、業務の頻度といった事項を記載した計画を作成する必要があります。

(2) (1)の計画について過半数労働組合等の同意を得る

(1)により作成された計画について、過半数労働組合等の同意を得る必要があります。

(3) (2)の同意が得られた計画を周知する

(2)において過半数労働組合等の同意を得た上で、見やすい場所への掲示や高齢者への書面の交付などといった方法で労働者に周知する必要があります。

以上の(1)～(3)の計画作成の手続きを経て計画を作成し実際に制度を導入した後は、当該計画に沿って、個々の高齢者と業務委託契

約等または社会貢献事業に従事する契約を締結する必要があります。

なお、創業支援等措置と雇用による措置の両方を講じる場合は、雇用の措置により努力義務を達成したことになるため、創業支援等措置に関して過半数労働組合等との同意を必ずしも得る必要はありませんが、高齢者雇用安定法の趣旨を考えると、両方の措置を講ずる場合も同意を得ることが望ましいです。

5 おわりに

人生100年時代を迎える中、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備することが求められています。就業確保措置の導入に当たっては、高齢者にとっては自分の能力を活かして働けるように、また事業主にとっては経験豊富な人材を確保できるように、高齢労働者と事業主とで、個々によく対話を重ねながら制度設計を行っていただくことが重要です。

最近の労働情勢

項目		令和3年2月	令和3年3月	令和3年4月	備考
就業者数	実数(万人)	6,646	6,649	6,657	実数は原数値 総務省統計局「労働力調査」
	前年同月比(%)	▲0.7	▲0.8	0.4	
完全失業者数	実数(万人)	194	188	209	
	前年同月比(%)	22.0	6.8	10.6	
完全失業率	(%)	2.8	2.7	3.0	
	季節調整値(%)	2.9	2.6	2.8	
新規	求人(%)	▲14.6	▲0.7	15.2	前年同月比
	求職(%)	1.7	10.8	14.5	
	求人倍率(倍)	1.88	1.99	1.82	季節調整値
有効	求人(%)	▲15.4	▲10.0	▲1.4	前年同月比
	求職(%)	12.4	14.1	17.5	
	求人倍率(倍)	1.09	1.10	1.09	季節調整値
就職件数	実数(千件)	104	154	123	実数は原数値
	前年同月比(%)	▲5.2	1.4	15.9	
企業倒産	実数(件)	446	634	477	負債総額 1千万円以上
	前年同月比(%)	▲31.5	▲14.3	▲35.8	